

告示

埼玉県告示第九百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県東松山県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 下モ―2地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十九号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	ときがわ町	大野	境神	二〇八九番一〇
二	同	同	同	二〇八七番一
三	同	同	同	二〇八七番一
四	同	同	同	二〇八七番一
五	同	同	同	二〇八七番一
六	同	同	同	二〇九三番一
七	同	同	同	二〇九三番一
八	同	同	同	二〇九三番六
九	同	同	同	二〇九三番六
十	同	同	同	二〇九三番一
十一	同	同	同	二〇九三番一
十二	同	同	同	二〇九三番一
十三	同	同	同	二〇九三番一
十四	同	同	同	二〇九三番一

二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	ときがわ町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大野
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	境神
二〇八九番二	二〇八九番五	二〇八七番八	二〇九一番七	二〇九一番九	二〇九三番三	二〇九四番四	二〇九四番三	二〇九五番七	二〇九五番四	二〇九四番一	二〇九三番一	二〇九三番一	二〇九三番一	二〇九三番一
								地先						